

平成22年(行ウ)第37号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

## 原告第1準備書面

平成22年6月4日

大阪地方裁判所第2民事部(乙係) 御中

原告 小林洋一

原告は裁判所の釈明に対し以下答弁する。

### 第1 財務会計行為等について

本件訴訟における財務会計行為は以下の2つである。

- 1 前市長らは松尾寺グラウンドの整備に関し、口頭で竹中土木に指示、施工させた。これは契約書の作成を停止条件とする(請負)契約の締結に当たる。
- 2 損害を受けた市は井坂善行らに損害賠償請求を行う権利を有するところ、それは債権に相当し市の財産であり、市は井坂善行らに損害賠償請求を行わないから財産の管理を怠る事実にあたる。

### 第2 相手方について

#### 1 井坂善行について

井坂善行は請負契約締結につき法令上権限を有する者であり、地方自治法242条の2第1項4号前段の「当該職員」に該当する。

また、井坂善行は本件において、「損害賠償請求権の行使を怠っている」事実の相手方でもあるから、地方自治法242条の2第1項4号後段の「怠る事実」の相手方にも当たる。

#### 2 松田孝、金谷博文、西中重喜について

松田孝、金谷博文、西中重喜は、本件において、「損害賠償請求権の行使を怠っている」事実の相手方であるから、地方自治法242条の2第1項4号後段の「怠る事実」の相手方に当たる。

- 3 松田孝、金谷博文、西中重喜が、地方自治法243条の2第3項の規定による賠償命令の対象となる場合は、地方自治法242条の2第1項4号但し書きの賠償命令の相手方となる。

以上